

あなたの国民年金

パート ④



人生の節目、節目には届出を忘れずに!

国民年金は、20歳から60歳になるまでの方で、学生、自営業者、サラリーマンなどの職種を問わず、すべての人が加入者です。

加入者は、保険料の納付方法の違いなどから、第1号被保険者（学生・自営業者）第2号被保険者（サラリーマン）

第3号被保険者（サラリーマンの妻）の3種類に分かれています。住所や氏名が変わった時はもちろん、被保険者の種類が変わった時も届出が必要になります。これから就職や退職、転勤などの多い時期をむかえます。忙しさにまぎれて、国民年金の届出を忘れないようにご注意ください。



届出を必要とする場合	持参するもの	印鑑	年金手帳	社会保険証	国民健康保険証	ご主人の年金手帳	その他
20歳になって初めて加入するとき		○					
住所・氏名が変わったとき		○	○				
就職したとき		○	○	○	○		
退職したとき		○	○		○		退職証明書
夫に扶養されることになったサラリーマンの妻		○	○	○	○	○	
共働きであった妻が退職したとき		○	○		○		退職証明書
夫に扶養されていた妻の年収が130万円以上になったとき		○	○	○	○		
保険料の免除の申請		○					納付書
年金を受けようとするとき（本人から請求が必要）		○	○				
死亡したとき、死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金等の請求ができる場合があります。		いろいろな場合がありますので 役場年金係にお問い合わせください。					
障害者になったとき							
保険料の支払い方法を変えたとき		□座振替……銀行・農協・役場へ 取扱印を持参してください。					

年金を受けている人の手続き

こんなとき	届書名	提出時期
引き続き年金を受けるとき	現況届	毎年誕生日
住所を変えたとき	住所・支払機関変更届	そのつど
年金の受取場所を変えるとき		
年金を受けている方が亡くなったとき	死亡届または未支給請求届	14日以内
二つ以上の年金が受けられるようになったとき	年金受給選択申出書	受けられるようになったとき

